



↑ JR高岡駅前（富山県高岡市）

16春闘開始！

JR貨物労組は2月17日に「2016年度新賃金要求申し入れ」「諸要求改善に向けた申し入れ」を行い、春闘がスタートしました。この中の「諸要求改善に向けた申し入れ」について青年部員に関係するものを抜粋しました。

諸制度の改善について

1. 契約・臨時社員の基本賃金について引き上げを図ること。
2. 初任給の引き上げに伴い、現行社員の基本給を引き上げること。
3. 事務職に携わる社員に対する「事務手当」を新設すること。
4. 住宅補助金制度を出向社員及び契約・臨時社員へ拡大すること。
5. 非現業職場からの出向に際して、同等額の職務手当を支給すること。
6. 昇給・昇職試験の合格者人数は、努力した社員に報いるよう配慮すること。
7. 平均労働時間が異なる勤務種別を組み合わせている社員の超過勤務手当は実績支給とすること。
- 8 「山の日」制定に伴い、就業規則第64条の特別休日数を増付与すること。
9. 検修手当を増額すること。また、賃金規定第60条、別表14、技能手当表の番号7に「6種類以上の資格を有する者」を新設すること。
10. 就業規則・賃金規定91条1項を廃止すること。また、就業規則・賃金規定の改正までの間、当面の措置として休日出勤で乗務した場合は、1日につき5,000円の休日出勤乗務手当を支給すること。
11. 緊急呼び出し手当の適用範囲を休日にも拡大するとともに、呼び出しに関する時間帯を撤廃し、全ての時間を支給対象とすること。
12. 都市手当の政令指定都市の級地引上げと級地区分を見直すこと。また、無級地について解消すること。
13. 自動車運転手当の支給範囲を「職種に関わらず自動車を運転する業務に従事する全ての社員」に拡大すること。また中型自動車に関する項目を新設し、各支給額について増額するとともに長距離運転に対して10kmを増すごとに50円を加算すること。
14. 駅業務に関する手当について以下の点を改善すること。
 - (1) 信号担当が作業ダイヤに基づき操車担当を行う担務に対して構内手当を支給すること。
 - (2) 食事休憩以外の代務は本務と同じ手当を支給すること。
 - (3) 仕業検査やブレーキ試験を行う検修社員に対して構内手当を支給すること。

この他にもまだまだ項目があります。その続きは次号へととなります！！